

長浜市告示第56号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定に基づき特定工程及び特定工程後の工程を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の11の規定により次のとおり告示し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月1日

長浜市長 藤井 勇治

- 1 中間検査を行う区域
長浜市全域
- 2 中間検査を行う期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模
建築しようとする部分が、次に掲げる建築物を対象とする。
(1) 新設部分の延べ面積が50平方メートルを超える一戸建ての専用住宅又は併用住宅
(2) 主要構造部を木造とした建築物で地上の階数が3以上の建築物（主要構造部の一部に木造以外の構造を併用する建築物を含む。）
(3) 新設部分の延べ面積が50平方メートルを超える長屋住宅
(4) 法別表第一（イ）の欄（一）の項から（四）の項までに掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の延べ面積が300平方メートルを超えるもの又は3階以上の階をその用途に供するもの
- 4 指定する特定工程および特定工程後の工程
次の表の左欄に掲げる構造の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる工事の工程を特定工程とし、それぞれ同表の右欄に掲げる工事の工程を特定工程後の工程とする。

構造	特定工程	特定工程後の工程
木造	土台、柱、はり及び筋かい（以下この表において「木造の軸組」という。）を金物等により接合する工事（軸組壁工法（平成13年国土交通省告示第1540号に定める工法をいう。以下この表において同じ。）による場合にあつては、壁を	木造の軸組を覆う床、壁又は天井を設ける工事の工程（軸組壁工法による場合にあつては、軸組を覆う屋内側の壁又は天井を設ける工事の工程）

	設置する工事の工程)	
鉄骨造	地階を除く階数が 1 のもの 鉄骨の軸組を溶接し又はボルト等により接合する工事 (建て方) の工程	地階を除く階数が 1 のもの 鉄骨の軸組の相互の溶接部分又はボルト等の接合部分を覆う工事の工程
	上記以外のもの 2 階の床版の取り付け又は床版の鉄筋を配置する工事の工程	上記以外のもの 壁の外装工事、内装工事又は床版に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程
鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造、組積造、プレキャスト鉄筋コンクリート造	基礎及び地中梁に鉄筋を配置する工事の工程 2 階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程	特定工程時の部分に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程
混構造	主たる構造の工程に準ずる。	主たる構造の工程に準ずる。

備考

- 1 建築物の規模、敷地又は周辺の状況により段階的に工事を行う場合にあっては、その段階的に行う工事ごとに工程を完了する範囲を中間検査の対象とする。
- 2 新設とは、新築、増築又は改築によって居室、台所及び便所のある独立して居住し得る住宅が新たに造られるものをいう。

5 適用除外

次に掲げる建築物については、中間検査の対象としない。

- (1) 法第 8 5 条の適用を受ける建築物
- (2) 丸太組構法 (平成 14 年国土交通省告示第 411 号に定める工法をいう。) による建築物
- (3) 法第 6 8 条の 1 1 第 1 項又は第 6 8 条の 2 2 第 1 項の規定に基づき、型式部材等製造者の認証を受けた建築物
- (4) 移転する建築物

6 経過措置

平成 1 9 年 6 月 2 0 日以降に法第 6 条第 1 項の規定により確認の申請書を提出する建築物、法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認を受けるための書類を提出する建築物及び法第 1 8 条第 2 項の規定による計画の通知書を提出する建築物で 2 に掲げる期間内に 4 に規定する特定工程に係る工事を完了するものについて適用し、同日前に法第 6 条第 1 項の規定により確認の申請書を提出した建築物及び法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認を受けるための書類を提出した建築物については、なお従前の例による。